（核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正）

第二条　核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）の一部を次のように改正する。

第三条の三第一項の表第一号イ中「以上のもの」の下に「（第十号に掲げるものを除く。）」を加え、同表第二号中「以下のもの」の下に「（第十号に掲げるものを除く。）」を加え、同表第三号中「第十号」の下に「及び第十一号」を加え、同表第四号イ中「未満のもの」の下に「（第十号に掲げるものを除く。）」を加え、同表第五号中「以下のもの」の下に「（第十号に掲げるものを除く。）」を加え、同表第六号中「第十号」の下に「及び第十一号」を加え、同表第七号中「第十号」の下に「及び第十一号」を加え、同表第八号イ中「以下のもの」の下に「（第十号に掲げるものを除く。）」を加え、同表第九号中「並びに」に改め、「第十号」の下に「及び第十一号」を加え、同表第十号を第十一号とし、同表第九号の次に次の一号を加える。

十　令第二条第一号イ、第二号又は第三号に規定する特定核燃料物質（放射性廃棄物を封入（圧縮して封入する場合に限る。）し、又は固型化した容器に内包されるもの（次号に掲げるものを除く。）に限る。）

第三条の三第四項中「から第十号」を「から第十一号」に改め、同条第五項中「第十号」の下に「及び第十一号」を加える。

附　則

この省令は、平成二十二年八月一日から施行する。

○経済産業省令第四十四号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二十一条の二第二項、第四十八条第二項及び第五十一条の十六第四項の規定に基づき、核燃料物質の加工の事業に関する規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年七月二十六日

経済産業大臣　直嶋　正行

核燃料物質の加工の事業に関する規則等の一部を改正する省令

（核燃料物質の加工の事業に関する規則の一部改正）

第一条　核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第七条の九第一項の表第一号イ中「以上のもの」の下に「（第十二号に掲げるものを除く。）」を加え、同表第二号中「もの」の下に「（第十三号に掲げるものを除く。）」を加え、同表第三号中「第十号」の下に「及び第十三号」を加え、同表第四号イ中「もの」の下に「（第十二号に掲げるものを除く。）」を加え、同表第五号中「もの」の下に「（第十三号に掲げるものを除く。）」を加え、同表第六号中「第十一号」の下に「及び第十四号」を加え、同表第七号中「第十号」の下に「及び第十三号」を加え、同表第八号イ中「もの」の下に「（第十二号に掲げるものを除く。）」を加え、同表第九号中「及び第十号」を「並びに第十号及び第十三号」に改め、同表に次のように加える。

十二　第一号イ、第四号イ又は第八号イに掲げる物質（放射性廃棄物を封入（圧縮して封入する場合に限る。次号及び第十四号において同じ。）し、又は固型化した容器に内包されるものに限る。）	十二　第一号イ、第四号イ又は第八号イに掲げる物質（放射性廃棄物を封入（圧縮して封入する場合に限る。次号及び第十四号において同じ。）し、又は固型化した容器に内包されるものに限る。）
十三　照射された第一号、第四号又は第八号に掲げる物質（放射性廃棄物を封入し、又は固型化した容器に内包されるものに限り、第十号に掲げるものを除く。）	十三　照射された第一号、第四号又は第八号に掲げる物質（放射性廃棄物を封入し、又は固型化した容器に内包されるものに限り、第十号に掲げるものを除く。）
十四　令第二条第三号に規定する特定核燃料物質（放射性廃棄物を封入し、又は固型化した容器に内包されるものに限り、第十一号に掲げるものを除く。）	十四　令第二条第三号に規定する特定核燃料物質（放射性廃棄物を封入し、又は固型化した容器に内包されるものに限り、第十一号に掲げるものを除く。）

第七条の九第四項中「第十一号まで」を「第十四号まで」に改める。

（使用済燃料の再処理の事業に関する規則の一部改正）

第二条　使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項の表第一号イ中「以上のもの」の下に「（第十二号に掲げるものを除く。）」を加え、同表第二号中「もの」の下に「（第十三号に掲げるものを除く。）」を加え、同表第三号中「第十号」の下に「及び第十三号」を加え、同表第四号イ中「もの」の下に「（第十二号に掲げるものを除く。）」を加え、同表第五号中「もの」の下に「（第十三号に掲げるものを除く。）」を加え、同表第七号中「第十号」の下に「及び第十四号」を加え、同表第八号イ中「もの」の下に「（第十二号に掲げるものを除く。）」を加え、同表第九号中「及び第十号」を「並びに第十号及び第十三号」に改め、同表に次のように加える。

十二　第一号イ、第四号イ又は第八号イに掲げる物質（放射性廃棄物を封入（圧縮して封入する場合に限る。次号及び第十四号において同じ。）し、又は固型化した容器に内包されるものに限る。）	十二　第一号イ、第四号イ又は第八号イに掲げる物質（放射性廃棄物を封入（圧縮して封入する場合に限る。次号及び第十四号において同じ。）し、又は固型化した容器に内包されるものに限る。）
十三　照射された第一号、第四号又は第八号に掲げる物質（放射性廃棄物を封入し、又は固型化した容器に内包されるものに限り、第十号に掲げるものを除く。）	十三　照射された第一号、第四号又は第八号に掲げる物質（放射性廃棄物を封入し、又は固型化した容器に内包されるものに限り、第十号に掲げるものを除く。）
十四　令第二条第三号に規定する特定核燃料物質（放射性廃棄物を封入し、又は固型化した容器に内包されるものに限り、第十一号に掲げるものを除く。）	十四　令第二条第三号に規定する特定核燃料物質（放射性廃棄物を封入し、又は固型化した容器に内包されるものに限り、第十一号に掲げるものを除く。）

第十六条の三第三項中「第十一号まで」を「第十四号まで」に改める。

（核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正）

第三条　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

第十九条の三第一項の表第一号イ中「以上のもの」の下に「（第十二号に掲げるものを除く。）」を加え、同表第二号中「もの」の下に「（第十三号に掲げるものを除く。）」を加え、同表第三号中「第十号」の下に「及び第十三号」を加え、同表第四号イ中「もの」の下に「（第十二号に掲げるものを除く。）」を加え、同表第五号中「もの」の下に「（第十三号に掲げるものを除く。）」を加え、同表第七号中「第十号」の下に「及び第十四号」を加え、同表第八号イ中「もの」の下に「（第十二号に掲げるものを除く。）」を加え、同表第九号中「及び第十号」を「並びに第十号及び第十三号」に改め、同表に次のように加える。

十二　第一号イ、第四号イ又は第八号イに掲げる物質（放射性廃棄物を封入（圧縮して封入する場合に限る。次号及び第十四号において同じ。）し、又は固型化した容器に内包されるものに限る。）	十二　第一号イ、第四号イ又は第八号イに掲げる物質（放射性廃棄物を封入（圧縮して封入する場合に限る。次号及び第十四号において同じ。）し、又は固型化した容器に内包されるものに限る。）
十三　照射された第一号、第四号又は第八号に掲げる物質（放射性廃棄物を封入し、又は固型化した容器に内包されるものに限り、第十号に掲げるものを除く。）	十三　照射された第一号、第四号又は第八号に掲げる物質（放射性廃棄物を封入し、又は固型化した容器に内包されるものに限り、第十号に掲げるものを除く。）
十四　令第二条第三号に規定する特定核燃料物質（放射性廃棄物を封入し、又は固型化した容器に内包されるものに限り、第十一号に掲げるものを除く。）	十四　令第二条第三号に規定する特定核燃料物質（放射性廃棄物を封入し、又は固型化した容器に内包されるものに限り、第十一号に掲げるものを除く。）

第十九条の三第四項中「第十一号まで」を「第十四号まで」に改める。

（核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則の一部改正）

第四条　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の二第一項の表第一号イ中「以上のもの」の下に「（第十二号に掲げるものを除く。）」を加え、同表第二号中「もの」の下に「（第十三号に掲げるものを除く。）」を加え、同表第三号中「第十号」の下に「及び第十三号」を加え、同表第四号イ中「もの」の下に「（第十二号に掲げるものを除く。）」を加え、同表第五号中「もの」の下に「（第十三号に掲げるものを除く。）」を加え、同表第七号中「第十号」の下に「及び第十四号」を加え、同表第八号イ中「もの」の下に「（第十二号に掲げるものを除く。）」を加え、同表第九号中「及び第十号」を「並びに第十号及び第十三号」に改め、同表に次のように加える。